資料５－１

令和８年（2026 年）春期管理捕獲を利用したヒグマ捕獲従事者の実践研修事業実施要領

第１　目的

道の研修生として、他の市町村のヒグマ猟の初心者（捕獲従事者）が、ヒグマ捕獲に係る実践的な知識や経験を積む機会の場として、市町村の協力のもと、人里出没抑制等のための春期管理捕獲を活用し、研修生在住市町村のヒグマ対応能力の向上を図る。

第２　研修生の受け入れを行う市町村

三笠市、興部町

第３　受け入れを行う日程及び受け入れ人数

（１）日程

	三笠市	興部町
実施日	１回目：３月 14 日（土） ２回目：３月 21 日（土） ３回目：３月 27 日（金）	３月 22 日（日）
実施場所	三笠市内	興部町内
実施時間（予定）	９：00～15：00	８：30～13：30

（２）受け入れ人数

三笠市　３名/日、興部町　３名/日

※興部町については、スノーモービルを持ち込み、運転できる者に限る。

※集合場所・時間等の詳細は別途通知する。

※天候等により、事業の実施を中止する場合がある。

第４　研修生の募集

研修生の募集に当たっては、次の条件を全て満たす者を対象とする。

※応募者が受け入れ可能人数を超過する場合は、抽選により研修生を決定する。

（１）第一種銃猟免許及び銃所持許可証を取得していること。

（２）令和７年度に道内の市町村が実施するヒグマ許可捕獲の従事者であるか、従事者であったこと、かつ、ヒグマ捕獲経験の浅い者。

（３）令和７年度狩猟期間において、第一種銃猟に係る狩猟者登録を行っていること。

（４）銃器の使用に対応する狩猟者保険に加入している等、補償能力を有すること。

（５）研修実施後に、道が指定する参加報告書を作成し提出することができること。

第５　経費の負担

本事業の実施に要する次の経費について、道が負担する。

（１）　研修生の受け入れ市町村により選任された講師として従事する者への謝金及び旅費

（２）　研修生が研修の参加に要する旅費

※　旅費の支給額は、北海道の旅費規程により算定した金額とする。

第６　研修生の位置付け

鳥獣保護管理法に基づく北海道の許可捕獲従事者として参加する。

鳥獣保護管理法のほか、関係法令等を遵守すること。

第７　その他

この実施要領に定めの無い事項は、ヒグマ対策室長が別途定める。

【参考】

令和７年（2025 年）春期管理捕獲捕獲を利用したヒグマ捕獲従事者の実践研修事業の概要

１　受入協力いただいた市町村

三笠市、壮瞥町、興部町　３市町

２　研修生の参加状況・実施状況

三笠市	定員	応募	参加者数	講師	開始	終了	捕獲	主な痕跡
3月 20 日（祝・木）	３名	11 名	３名	１名	9:00	15:00	０頭	爪痕確認
3月 22 日（土）	３名	９名	３名	１名	9:00	15:00	０頭	痕跡なし
3月 29 日（土）	３名	８名	３名	１名	9:00	15:00	０頭	ヒグマ目視

壮瞥町	定員	応募	参加者数	講師	開始	終了	捕獲	主な痕跡
3月 18 日（火）	２名	５名	２名	２名	８時	16:00	０頭	爪痕確認
3月 21 日（金）	２名	６名	２名	２名	８時	16:00	０頭	足跡確認

興部町	定員	応募	参加者数	講師	開始	終了	捕獲	主な痕跡
3月 23 日（日）	３名	２名	２名	２名	8:30	13:30	０頭	足跡確認

３　実践研修の状況（写真）

４　研修者の感想（一部の参加者より抜粋）

参加者	感想
参加者Ａ	ヒグマの痕跡の見つけ方や、行動、食性、残雪期の山の歩き方など実際に山を歩くことで得られる知識や経験を学び、特に講師の方々の実体験を現場で聞けたのは大変勉強になりました。 今後もこのような実践研修があれば積極的に参加して経験を積んで行きたいです。
参加者Ｂ	自分が住んでいる地域は、現在箱わなを用いた捕獲が中心となっています。忍び猟によるヒグマの捕獲をしている人はいません。自分の足で山に入りヒグマを捕獲する技術や知識を習得したいと思っていました。 今回の研修は、ベテランのハンターの方と一緒に行動し貴重な経験が得られると思ったので参加しました。
参加者Ｃ	クマを目撃した場所から新鮮な足跡を追い広い範囲にわたり歩きましたが見つけることが出来ませんでした。クマを見つける事は安易な事ではなく重労働で大変な事だとも身をもって体験できました。 帰りがけ糞も見つけることができ、講師の方からは沢山の事を学ばせてもらい充実した研修会でした。楽しかったです。また機会あれば引き続き参加させていただきたいです。